

平成 22 年 3 月 18 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市環境影響評価審査会
会長 猪狩 庸 祐

鶴見川多目的遊水地土壌無害化処理事業環境影響評価方法書に
係る調査審議について（答申）

平成 21 年 11 月 16 日環創環評第 211 号により諮問のありました標記について、当審査会
は慎重に調査審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

なお、本件に係る方法意見書の作成にあたっては、当審査会で指摘した事項について十
分に配慮されるよう申し添えます。

1 対象事業の概要

(1) 事業者の名称等

氏 名：国土交通省関東地方整備局

代表者：国土交通省関東地方整備局長 菊川 滋

所在地：さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館

氏 名：横浜市

代表者：横浜市長 林 文子

所在地：横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

(2) 対象事業の名称及び種類

名 称：鶴見川多目的遊水地土壌無害化処理事業（以下「本事業」という。）

種 類：廃棄物処理施設の建設（横浜市環境影響評価条例に規定する第 1 分類事業）

(3) 対象事業実施区域

位 置：横浜市港北区小机町及び鳥山町地先（以下「計画地」という。）

(4) 事業の目的

鶴見川多目的遊水地のうち鶴見川及び鳥山川合流部付近には、排水門建設工事及び横浜市橋梁工事において確認された環境基準を超えたダイオキシン類、底質暫定除去基準を超過したPCB及びその他の有害物質を含む異物混入土(木材、プラスチック、がれき類が混在している土壌)が一時保管されています。

異物混入土は、有害物質の含有量により比較的濃度の高い一時保管土A(PCBの含有量が10mg/kg以上、又はダイオキシン類の含有量が1,000pg-TEQ/g以上)と濃度の低い一時保管土B(PCBの含有量が10mg/kg未満、且つダイオキシン類の含有量が1,000pg-TEQ/g未満)に分類され、それぞれ区分して保管されています。

本事業は、鶴見川多目的遊水地の遊水地機能を確保することを目的に、比較的濃度の高い一時保管土Aを対象に「土壌無害化処理」を実施し、鶴見川多目的遊水地の環境改善を行うものです。

(5) 事業の内容

本事業は、一時保管土A(約5,500m³)を現地にて無害化処理し、外部処分するもので、1日あたり28.8トン、処理期間9ヶ月間で処理を行う計画としています。処理完了後は処理施設を撤去し、掘削箇所を埋め戻して現状を回復します。

無害化処理の方法は、国土交通省が技術募集し、確認実験で安全・確実な処理が可能であることが確認された工法の一つである還元熱化学分解方式のジオスチーム法[※]を採用します。異物混入土の掘削、処理、容器詰込の処理作業は、負圧で管理した建屋内で行うとしています。

[※] ジオスチーム法

異物混入土を400℃～700℃で加熱して有機物(ダイオキシン類やPCB)を揮発・抽出した後、蒸発した異物混入土中の水分と有機物を約1,100℃に加熱して分解・無害化する処理方法。

事業の詳細は以下のとおりです。

ア 土地利用計画

敷地面積：約10,000m²

建築面積：約3,300m²

イ 設備概要

設備名称	主要機器	処理能力(最大)
前処理設備	破砕機、ふるい機、裁断機、磁選機	4.0m ³ /時
無害化処理設備	間接熱脱着装置、水蒸気分解装置	1.2t/時

ウ 事業期間

処理期間：平成24年2月～平成24年10月（約180日）

解体・撤去期間：平成24年11月～平成25年3月

2 地域の特性

計画地は、港北区のほぼ中央、鶴見川と鳥山川の合流部の鶴見川多目的遊水地の下流側に位置し、平坦な地形となっています。鶴見川多目的遊水地は、総合治水対策の中心となる施設で、遊水地内にはスポーツ・レクリエーション拠点としての運動公園が整備されています。計画地の都市計画法上の区域区分は市街化調整区域ですが、周辺は商業系及び工業系の用途地域に指定されており、南東側のJR新横浜駅周辺にはオフィスなどの業務施設が、北側の鶴見川左岸には工場や店舗等が、西側には横浜労災病院などの医療・福祉施設や専門学校が立地しています。このように、周辺地域は今後とも良好な環境を維持していくという観点から環境配慮が求められる地域です。

3 審査意見

環境影響評価の実施にあたっては、事業の内容及び地域特性を考慮し、方法書に記載された事項に加え、以下に示す事項に留意する必要があります。

(1) 事業計画

ア 処理施設はワールドカップ大橋に近接しているため、煙突の高さ、位置、排出ガスの計画目標値について環境保全対策を適正に検討し、その選定根拠を含めて準備書に記載してください。

イ 余剰水の処理方法について準備書に記載してください。

ウ 処理した異物混入土の処分方法について準備書に記載してください。

(2) 環境影響評価項目

存在・供用時

ア 大気汚染

- (ア) 二酸化窒素濃度の予測にあたっては、想定される最大の排出ガス濃度で行ってください。また、煙突から評価地点までの距離が短いことから排出ガスの上昇過程を考慮した方法で予測する必要があります。
- (イ) 方法書では大気安定度不安定時、ダウンウォッシュ時などの1時間値を予測するとしていますが、大気安定度安定、中立時も考慮してください。また、この施設の供用期間の平均値と環境基準を比較する評価も行ってください。
- (ウ) 予測は、ワールドカップ大橋の歩道沿い及び高濃度となる地点で行ってください。その際評価地点の高さも考慮してください。

イ 植物・動物

計画地周辺に環境省のレッドリストで絶滅危惧Ⅰ類に選定されているヨコハマナガゴミムシの生息地が確認されていますが、環境影響評価項目に選定しない理由を準備書に具体的に記載してください。

■ 横浜市環境影響評価条例に基づく手続経過

平成 21 年 10 月 19 日	事業者は方法書を提出
平成 21 年 10 月 19 日	事業者は方法書周知計画書を提出
平成 21 年 11 月 5 日	市長は方法書の提出を受けた旨市報公告 [※] し、方法書の写しの縦覧を開始（平成 21 年 12 月 21 日まで） 縦覧場所 〈横浜市〉横浜市環境創造局環境影響評価課、港北区役所の区政推進課 （横浜市中央図書館、港北区の図書館で閲覧を実施） 縦覧者数 5 名 市長は方法書に対する意見書の受付を開始（平成 21 年 12 月 21 日まで） 意見書数 0 通
平成 21 年 11 月 5 日	事業者は方法書対象地域内に方法書の概要を周知 周知方法：対象地域内の日刊紙 7 紙に約 40,000 部折込み配付布
平成 21 年 11 月 16 日	環境影響評価審査会 市長は方法書に係る調査審議について審査会に諮問 事業者説明（方法書）及び質疑、審議
平成 21 年 12 月 21 日	環境影響評価審査会 事業者説明（補足資料）及び質疑、審議
平成 22 年 2 月 16 日	環境影響評価審査会 事業者説明（補足資料、検討事項一覧）、質疑及び審議
平成 22 年 3 月 18 日	環境影響評価審査会 事務局説明（答申案）及び審議

※その他、広報よこはま「お知らせ」欄への掲載、新聞広告（日刊 3 紙）及び本市ホームページへの掲載により周知

■ 事業者が当審査会に提出した資料

- 1 敷地高さと計画高水位の関係
- 2 処理対象物の性状
- 3 無害化処理実験のまとめ
- 4 鶴見川多目的遊水地土壌無害化処理技術確認実験評価委員会配付資料
- 5 排気ガスの性状
- 6 モニタリング結果
- 7 間接熱脱着装置の煙突及び排気ガスの影響に関して

■ 横浜市環境影響評価審査会委員

赤 羽 弘 和

◎ 猪 狩 庸 祐

工 藤 信 之

後 藤 英 司

○ 猿 田 勝 美

谷 和 夫

田 村 美 幸

津 谷 信一郎

野 沢 康

野 知 啓 子

葉 山 嘉 一

藤 原 一 繪

水 野 建 樹

◎ 会長 ○ 副会長 五十音順 敬称略